



●妊婦・産婦健康診査を県外または委託契約外の助産院で受けられる方

高梁市では、県外や多胎妊娠等で受診した妊婦・産婦健康診査において、無料券を使わず受診した際の費用について償還払い(払い戻し)を行います。

※ただし、岡山県医師会との委託額が上限（裏面参照）

払い戻し対象

県外や助産院で受けられた方

健康診査受診日に市内に住所を有する妊婦または産婦さんで母子保健ガイドの無料券を使うことができない県外の医療機関や委託契約外の助産院で妊婦・産婦健康診査を受けられた方が対象となります。

多胎妊娠

双子や三つ子を出産の方で妊婦健康診査の追加受診(5回まで)が対象となります。

※次のような場合は払い戻しの対象外です

- 妊婦・産婦健康診査無料券を使用した受診での差額の自己負担費用
- 健康保険適用の診療
- 妊娠判定のための診療等

申 請 方 法

○申請期間○

出産日から1年以内に申請してください。

○申請に必要なもの○

- ・申請書
- ・母子健康手帳
- ・通帳の写し
- ・印鑑(朱肉のいるものに限る)
- ・領収書と明細書の写し
- ・未使用の受診券（県外等での健診に該当する回の受診券。可能であれば、医療機関で結果を記入してもらってください。）
- ・産婦健康診査依頼票（※産婦健康診査を受けられた方のみ必要になる書類）

◆妊婦健康診査及び産婦健康診査費用助成申請書は健康づくり課と各地域局にて配布しています。（高梁市のホームページからもダウンロードできます。）

◆産婦健康診査を県外や助産院で受診される場合は専用の受診券が必要となります。

事前にご相談ください。

高 梁 市

健康づくり課 電話 21-0267・21-0228